

第1期横須賀市障害児福祉計画の策定について

1、経緯

平成28年6月の児童福祉法改正により、市町村障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」）の作成が義務づけられ、平成30年4月1日から施行されることとなりました。

2、障害児福祉計画の主な内容

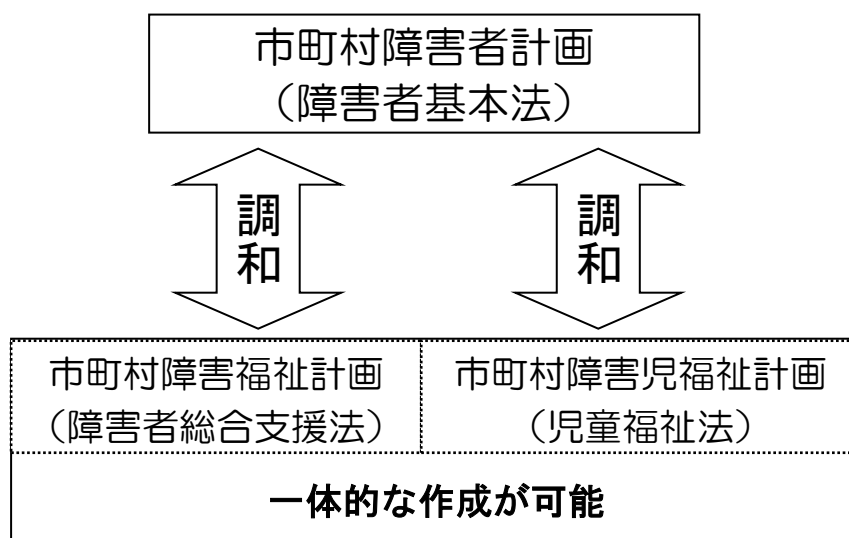
国が定めた基本指針に即して、次に掲げる事項を定めるものとされています。

- ・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - ・ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- また、次に掲げる事項については定めるよう努めるものとされています。
- ・ 指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - ・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

3、障害福祉計画等との関係

市町村は、障害者福祉に係る施策を総合的かつ計画的に推進し、障害福祉サービス等を円滑に実施するために、「市町村障害者計画（以下「障害者計画」）、及び「市町村障害福祉計画（以下「障害福祉計画）」の策定が既に義務付けられており、新たに策定する障害児福祉計画は障害者計画と調和が保たれたものでなければならないとされています。

また、障害児福祉計画の策定にあたっては、障害者総合支援法の規定による協議会からの意見聴取等、障害福祉計画の策定と同様の手続きが求められるとともに、障害福祉計画と一体の計画として作成できるとされています。



4、第1期横須賀市障害児福祉計画の策定方法

本市においては、障害のある方がライフステージに応じ、生涯一貫して必要なサービスを受けることができる体制の構築を推進するため、平成30年度から開始する「第5期横須賀市障害福祉計画」と「第1期横須賀市障害児福祉計画」を一体的に策定することとし、本年2月、市長から横須賀市社会福祉審議会に対して諮問を行いました。

今後、同審議会障害者福祉専門分科会に検討部会を設置し、計画の検討・策定をすすめていきます。

5、スケジュール（予定）

	平成28年度			平成29年度											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
社会福祉審議会 諮問・答申等		諮問													
計画等検討部会の設置協議		○													
障害福祉計画等検討部会					1回		2回	3回	4回	5回		6回	7回		
中間報告										○					
最終答申													○		
アンケート実施						○	○								
パブリックコメント											○				
議会報告・市民公表															○